

■野菜

(110515up,130802rewrite)

Q1：野菜はよく煮たらどうでしょうか。

A1：私たちがまず知っておかなければならないのは、放射能は煮ても焼いても無くならないということです。時間が経つのを待つ以外に方法はないのです。ここが放射能の厄介な点です。家庭では、それでも先ずよく洗うことが必要です。(ただし、野菜に吸収された放射性物質を洗い流すことはできません。表面に付いた放射性物質を洗い流すためです。)

でも、セシウムは水に溶けやすい性質があるため、ゆでれば、ゆで汁に4分の3程度は溶け出るとされています。

Q2：野菜については、どのように放射能を測定しているのですか。

A2：2011年3月18日、政府は、従来の出荷する野菜をそのまま測定する方法を変更し、「測定する野菜は、箱から取り出して、測定する野菜だけを流水でよく洗ってから測る」という通達を出しました。(厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課「『緊急時における食品の放射能測定マニュアル』に基づく検査における留意事項について」)

従って、測定値には小さめのデータがでています。

2012年4月から、国のガイドラインにより、指定された東北、関東、東海、北陸などの諸県では独自に週に一度程度のペースで測定を行なうことになりました。

Q3：大根や人参等の根菜はどうでしょうか。

A3：田畑を耕すことで、一番上にあつた放射性物質を鋤込んでしまう可能性があります。また雨によっても土壤中に浸透していく可能性があります。その場合、農作物が成長していく過程で、土壤中の放射性物質も吸収して成長するので、実際に個々の野菜を測定して、表示する必要があります。

Q4： 土壌中の放射性物質について、規制値はどうなっていますか。

A4： もともと土壌の放射能汚染に規制値はなく、2011年4月8日に、政府が5,000ベクレル超のセシウムを検出した土壌では作付けを制限することを明らかにしました。ただし、作付けしても、収穫された農産物が規制値を超えれば出荷停止となります。

Q5： 規制値を超えた農作物が流通することはないのですか。

A5： 流通し、消費されてしまった事例も起きました。千葉県は2011年4月26日、「市内でホウレンソウが1kg当たり2,117ベクレルの放射性ヨウ素が検出されたため出荷停止とされていた期間中に、同市内の農家10戸がホウレンソウを県内の市場に出荷していました。農家は出荷を制限されているのは知っていました」と発表しました。このようなことが起こると、かえって「風評被害」を起こしかねません。残念です。そもそも、風評被害を防ぐためには、規制値以下でも、具体的な数値を公表するべきでしょう。

Q6： 今後、販売店頭での表示はどうあるべきでしょうか。

A6： 放射能汚染レベルの規制値以下なら安全であるというわけではありません。ですから「規制値以下の場合は何らの表示もしない」ではなく、「無農薬野菜」とか「農薬2回散布」などというのと同じように、個々の放射能の量を「●●ベクレル/kg」というように表示する必要があるでしょう。